

IV. 監査規則の改正について

去る9月28日開催の第99回理事会において以下のとおり監査規則の一部改正を行いました。

1. 商先法の施行に伴う諸情勢の変化

本年1月1日の商品先物取引法（以下「商先法」という。）の施行に伴う監査規則の改正は、商先法に外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引が商品先物取引業として追加されたことから、新たな会員の入会を待って具体的に検討することとし、引用している定款の条文番号の変更に対応した範囲に留めました。

今般、監査規則の改正を検討する際には、以下のとおり商先法の施行に伴う諸情勢の変化を考慮しました。

- (1) 8月12日現在の会員数は59社であり、その取り扱う商品デリバティブ取引で見ると国内商品市場取引が33社、外国商品市場取引が11社、店頭商品デリバティブ取引が31社となっていること。また、会員の業態についても、外国為替証拠金を手掛けている金融商品取引業者、事業者を相手方とするスワップ取引を手掛けている金融機関が参入したため、商品先物取引業以外の業務である証券業、金融先物取引業や銀行業を兼業している会員が過半を占めていること。
- (2) これまでの個人顧客を対象とした登録外務員の勧誘による対面取引と異なり、個人顧客を対象としたCFD取引や外国商品市場取引ではネット取引が主体であり、金融機関等の手掛けているスワップ取引でも事業者を対象とするなど、ビジネスモデルが多様化していること。
- (3) 商先法の施行に合わせて、主務省から商品先物取引業者の監督にあたっての基本的な考え方や監督上の評価項目を記載した「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「監督指針」という。）及び検査の視点や確認事項を記載した「商品先物取引業者等検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）が公表されていること。
- (4) 監督指針では、「適合性の原則」や「勧誘・説明等の体制」の項において、特に「個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項」について具体的な留意事項を示しており、これを受けて本会の商品先物取引業務に関する規則においても第5条で適正な勧誘と説明義務の履行に努めるよう規定するとともに、「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」（以下「留意事項」という。）で再勧誘禁止、不招請勧誘禁止、適合性原則の遵守に関して留意すべき事項を示していること。

2. 監査規則の改正理由と改正箇所

本会としては、留意事項において「監督指針の顧客保護に関する部分と留意事項を踏まえて社内規則を制定し、それを役員及び使用人に遵守させ、社内監査を通じて遵守状況を点検する体制を確立する」ことを会員に求めており、「会員自らが点検し、その結果に基づいて改善措置を講じていくサイクルの確立」は重要な課題となっています。

したがって、会員が一事業年度に1回以上の社内監査を実施するという枠組みは維持

することとし、商先法の施行に伴う諸情勢の変化を考慮して以下のとおり監査規則第 10 条を改正し、即日施行（平成 23 年 9 月 28 日）しました。

- (1) 商先法の施行に合わせて主務省から監督指針及び検査マニュアルが公表されたため、会員はこれらに記載された項目等を踏まえ、商品先物取引業務の規模やビジネスモデルに応じて社内監査を実施することになります。よって、現行の第 1 項に規定する「別紙様式に掲げる監査項目を踏まえて社内監査を実施する」という画一的な監査項目を示す方法ではなく、一事業年度に 1 回以上社内監査を実施することを義務付けました。
- (2) 会員の社内監査の実効性等を把握するため、第 2 項を新設して社内監査の実施体制（例えば、監査担当部署、監査要員、監査項目又はそれらを定めた社内規則）を本会に報告すること（その実施体制を変更した場合も同じ）にしました。また、報告内容については、会員のビジネスモデルや銀行業、証券業等の金融関連業務についての社内監査の体制に照らして効果的な社内監査が行われるかをチェックします。
- (3) 個人顧客を対象とする対面取引については、登録外務員の勧誘行為に伴うトラブル等の発生が引き続き危惧されるため、監督指針にある「個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項」はもとより、本会の自主規制規則や留意事項を踏まえた適正な商品先物取引業務の遂行が求められます。よって、本会が会員に対して行う監査により商品先物取引業務の実態を確認する手段に加え、社内監査の実施状況から継続的に確認することとし、現行の第 2 項を改正して本会が定める別紙様式により社内監査の結果を本会に報告することにしました。（別紙様式の具体的な改正内容は省略します。）
- (4) 旧定款第 13 条の「会員は、公認会計士監査を受けるよう努めるものとする。」とする規定が削除されたことから、現行の第 3 項も削除しました。

新	旧
<p>第 10 条 会員は、社内監査を一事業年度に 1 回以上実施しなければならない。</p> <p><u>2 会員は、社内監査の体制を本会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 個人である顧客を対象とした商品先物取引業務（登録外務員（会員等の外務員の登録等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により本会の行う登録を受けた外務員をいう。）による商品デリバティブ取引の勧誘が伴うものに限る。）を行う会員は、一事業年度の社内監査を終了した場合は、その結果を別紙様式により本会に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>	<p>第 10 条 会員は、<u>別紙様式に掲げる監査項目を踏まえ、社内監査を一事業年度に 1 回以上実施しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>2 会員は、一事業年度の社内監査を終了した場合は、その結果を別紙様式により本会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の報告には、公認会計士監査証明を添付するよう努めるものとする。</u></p>